

岡山県自然環境保全審議会 全体会議 議事概要

1 日 時 平成23年11月15日(火) 開会 午前10時00分
閉会 午前12時00分

2 場 所 岡山市北区桑田町1-13
メルパルク岡山 「泰平(2)」(1階)

3 諮問事項

- 生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定について(平成23年8月19日 諮問事項1)
- 第11次鳥獣保護事業計画の策定について(平成23年8月19日 諮問事項2)
- 第3期ニホンジカ保護管理計画の策定について(平成23年8月19日 諮問事項4)
- 第3期イノシシ保護管理計画の策定について(平成23年8月19日 諮問事項5)
- 第4期ツキノワグマ保護管理計画の策定について(平成23年8月19日 諮問事項3)

4 議事の進行及び内容

(事務局)	審議会条例の第7条第1項の規定によりまして審議会の会議は会長が議長になることとなっておりますので、進行につきまして会長をお願いします。
会長	去る8月19日に継続審議といたしました「生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定について」、事務局から説明をお願いします。
(事務局)	(生物多様性おかやま戦略(仮称)の策定について説明)
会長	何か御意見、御質問がありますか。
委員	最近特に強く感じるのが、家の周りの田んぼで虫が少なくなりました。また、スズメもいなくなりました。その原因は、初めは巣づくりする場所がないからかと思っていましたが、それもありますが、餌となる虫が少ないからではないかと思えます。田んぼに害虫の発生をなくす、そのためだけにお百姓さんたちは除草剤を多用していらっしゃると思うのですが、残念ながらオタマジャクシー匹いないような田んぼが結構見られて、そこからまた流れ出る水路にも生き物はいなくなっています。 手はかかるかもしれませんが、田んぼにもう少し規制をかけていただいて、田んぼの生きものを調べて学習をしていただきたい。田んぼの生きものが少なくなると、鳥も少なくなり、結果的に自分たちも食べ物を得られなくなる、虫がいないことが自分たちの命につながっているということが見えるような教育もしていただきたいと思えます。 また、水路は三面コンクリートで掃除がしやすくなったということになっていますが、そのために生きものの行き来がなくなっています。昔の田んぼが天然のビオトープだったものが今全くその機能を果たしていません。こんなに豊かな自然、穏やかな自然があるのであれば、岡山県としては率先して、農業をもう少し大事にいただければ生物多様性をもっと発揮できると思えますので、提案いたします。
(事務局)	「生物多様性の持続可能な利用」の中の、産業別、農業分野の取り組みとして書かせていただきたいと思えます。

委員

先日、旅行で訪れた平戸では、一定の広さの山を保全して、人工の池をつくり、水路を引くという形で多くの虫を自然のままに育てている取組を行っていました。私が感心したのは、そこに指導員がいて、一緒に回って説明してくれました。一つ一つ説明してくれたことで、非常に勉強になり、自然の多様性を感じることができました。

岡山県でも、このようにビオトープを何カ所かつくって、子供たちの教育に生かすというようなことを考えられたらいいかかと思えます。

委員

農業者に対して、もっと政策を考えていただきたいと思えます。今、田んぼが荒れております、畑が荒れております、山が荒れております。政策を根本から直していかないと難しいのではないかなと思えますので、そういうところも踏まえて考えていただけたらと思えます。

会長

県の中で農林水産業の担当が違いますが、行政側から思い切った提案をしてみてください。次回までに骨子案をつくっていただきたいと思えます。平成23年8月19日 諮問事項1は継続審議とします。

次に、審議会の運営規程によりまして、第11次鳥獣保護事業計画の策定についてお諮りします。8月19日にご議論いただきまして、継続審議となっているところでございます。本日、その素案が提案されておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

(第11次鳥獣保護事業計画の策定について説明)

会長

何か御意見、御質問がありますか。

委員

猟友会は会員も減っております、本年度、わな免許は皆さんのご協力を得て何人か増えてはおりますが。免許と保険については従前どおりということではありますが、登録を受けずにわなができるということになりますと、せっかくわな免許を取った人が登録を受けずに狩猟をするということが起きてくると思えます。

できれば、登録も受けてもらいたいというのが本音でございます。確かに、農業被害が大きいので、猟友会等との話し合いのもとに集落ぐるみ等で捕獲をするのだということになれば、猟友会としても協力をしていかざるを得ないだろうと思えますけれど、登録を受けなくても良いということになると、免許税が要らないということですので、今登録を受けている方も受けなくなる可能性があるのではないかなと思えますので、その点を考慮していただきたいと思えます。

それから、特措法がございまして、これに基づいて計画をしますと狩猟税が半額になるということもありますので、その利用も市町村に指導していただいて、何とか登録だけは受けていただく方向にしていきたいと思えます。

(事務局)

このことに関しては国にいろいろな要望があったと伺っておりますし、猟友会の方には、今まで有害鳥獣の捕獲につきましてご協力をいただいております。しかしながら、この基準緩和については、国の基本指針の中での、全国的な動きでございますので、県としてはこの現行計画からの主な変更を提案させていただきたいと考えております。

「免許については3年に1回のわな猟免許につきましては受けていただきたい。損害の保険につきましても毎年かけていただきたい。ただ、自分の農用地内で有害鳥獣の捕獲をする場合に限りましては、毎年払っ

ているわな猟の狩猟税とその登録手数料だけは免除」とするという、整理をさせていただきたいと考えております。

また、(2)の1303特区の全国展開でございますけれども、猟友会の会員さんがたくさんいて、有害鳥獣の捕獲に関して動いているところでは、このような制度にする必要はないという意見が、国でもあるようでございますが、猟友会の会員さんが少ない市町村では、チームを組んで、その中でお手伝いする人には免許がなくてもいいという、そういう特区制度も有効だということなのです。それまで地域で活動してくださった方との合意形成や安全性確保などの問題は、クリアさせていただきたいということで、提案させていただいております。今後、11月の中旬ぐらいから1カ月間、パブリックコメントも実施させていただきますので、いろいろな方からご意見をいただいて、成案にさせていただきたいと考えております。

会長 他県の傾向はいかがですか。

(事務局) 兵庫県は岡山県と同じで、免許と保険は必要だけでも登録はなくすということです。ほかの県は検討中ということです。

会長 特措法との関係と言われていましたが、これはどうなのですか。

(事務局) 市町村が鳥獣被害対策実施隊を組織した場合、その隊員に係る狩猟税が2分の1になるという制度でございます。県内では、真庭市と新庄村と新見市の3つしか組織されておらず、まだ市町村のほうでは進んでいないということでございます。

市町村には、引き続き実施隊の編成を働きかけていきたいと考えております。

会長 パブリックコメントもございますので、そこで意見をいただきまして、素案をつくっていただきたいと思います。

委員 この問題は、シカ、イノシシなどが、家の庭先、田畑を荒らして、大変な被害が出ているわけですので、時代の要請を受けた問題だと思えます。猟友会の皆さんも大変ご苦労されて今まで来ているわけですけど、それではもう追いついていかない状況にあるということなのだと思います。余りにも縛って、意味がなくなってもいけませんし、さりとて余り緩和していくのもどうかとは思いますが、そのような現場の要請があるということをしっかり私たちは認識しないといけないのではないかと思います。本当に、被害は深刻なものがありますので、その辺も是非加えていただきたいと思います。

委員 34ページ及び36ページの高病原性人獣共通感染症について、高病原性鳥インフルエンザだけが具体的に書いてあるのですが、例えば日本紅斑熱ですと一昨年は死者まで出ているようですし、今年も発生がありますし、そのほかいろいろな人獣共通感染症、特に動物を媒介にして、ダニを経由して人にうつると思われるようなものが最近いろいろな形で報告されていると思います。その辺のところの対応、表記に関していかがでしょうか。

(事務局) 34ページの第9のところ、高病原性鳥インフルエンザの例に限って

おりますので、ご提案いただきました日本紅斑熱等の問題につきまして、書き込みさせていただければと考えております。

会長

具体的に5つも6つも書いていくと大変なことになりますし、書いてもまた別のものが。それを含んで一般的な人獣共通の表現はできませんか。

(事務局)

主なものをまず書かせていただいているということで、その他の感染症につきましては、36ページの7番のところで赤字で一番下に、その他の感染症については鳥獣の異常死、傷病鳥獣の状況等に把握に努めるといようなことで記載をさせていただいております。

会長

それはまたダニが媒介するから、そういう昆虫類が媒介するという話も含めて書いておかなければいけないということですね。もう少し、何かアイデアがありますか。

委員

「その他、感染症については」と書いてありますが、例えば、高病原性鳥インフルエンザに関して、マニュアルが整備されているということもあるのかもしれませんが、具体的な感染者が出たという例は、少なくとも県下ではまだないはずでございますが、そのほかの疾患に関しては具体的な事例があって、そのような情報が少なくとも一般には周知徹底されていないという状況です。この保護事業計画の中で高病原性鳥インフルエンザだけが書いてあるということに関して、もう少しここを手厚くするべきではないかという心配をしていました。

会長

おっしゃるとおりだと思います。5年間で何が出てくるかわからないということもありますし、もう少し一般的に対応できるとよいのですが。

(事務局)

国の指針に基づいている部分もありますが、もう少し情報を収集させていただけたらと思います。

会長

そういうことでよろしいでしょうか。

委員

(同意)

会長

ほかに何か御意見、御質問がありますか。

委員

2ページの(エ)のところですけど。これは委員にお聞きしたいのですが、集団繁殖地でコウモリ類の指定はありませんが、現時点の岡山の状況では必要ないのでしょうか。

委員

現状では、●●駅近くの新幹線の高架下にヒナコウモリの、おそらく西日本最大と思われる、しかも県下唯一の大きな繁殖コロニーがございます。それから、場所は失念してしまいましたが、施設の中でヤマコウモリの繁殖が見つかったということで、これも県初報告でございます。ほかにも県北の新見市を中心とした石灰岩地域の洞窟の中に、非常に状態のよいコウモリ類のいろいろな種類の集団繁殖地、越冬地が見つかっております。

委員

コウモリ類の指定は計画にないということですが、検討の余地はないのでしょうか。

- 委員 これは行政にお伺いしたいところです。これは非常に価値があるところ
です。
- 会長 県はこのような情報を持っていますか。
- (事務局) ●●駅のコウモリ等も委員からも伺っておりまして、鳥獣保護区の法
に基づいた指定要件に照らし合わせたときにどうか、という部分もござ
いますので、少し整理をさせていただけたらと思っております。この場
でいい悪いと言い切れるだけのものがございませんので、意見をいただ
いたということで整理させていただければと思います。
- 委員 ヒナコウモリについては事業者も、その希少性がわかって保護に回ろ
うという対策の転換があったということも伺っております。是非よいチ
ャンスですので、そちらの方向で調整されてはいかかかと思えます。
- 会長 ただいまの意見も参考にして検討してみてください。
- (事務局) 鳥獣保護区、その他のいろいろな保護の仕方もあると思えますので、
いろいろな面で検討をさせていただけたらと思えます。
- 委員 加えて、希少鳥獣を県が指定するというのは非常に意味がありまして、
ブッポウソウなども対象に考えていただきたいと思っております。よろ
しくお願いします。
- 委員 11ページに、わなの使用に当たっての許可基準という項目がございま
して、ここではくくりわなと箱わなそれからトラバサミかを書いてある
のですけれども、18ページでは「囲いわなを用いて」に限定してあって、
定義の問題で、同じ計画の中に齟齬があるのではないのかなど。囲いわ
なというのはどういうものかというものがありませんので、そこを少し
工夫されたほうがいいのかと思います。
また、キジの放鳥の計画があったのですが、これは、「基本的に余り
変わらない状況であります」ということになっているのですが、効果調
査をしているはずなので、その調査結果については何ら記述がありませ
ん。このあたりはどのようなになっているのかということをお教えいただ
けたらと思えます。
- (事務局) 最初のわなの件でございまして、確かにいろいろな言葉が出ておりま
して、丁寧な説明ができておりませんでした。11ページのところは一般
的なわなのことを書いておりまして、18ページについては有害鳥獣の中
での、特に許可基準の部分でこのようなわなを使った場合はということ
での整理ということでございます。そのあたりの言葉の整理は留意した
いと思っております。
それから、キジの効果につきましてですが、いろいろな関係の皆さんの
ご協力をいただいて調査をいたしております。ただ、今の段階で、具
体的にこうだと言い切れるだけのものがないのもまた事実でございまし
て、そのあたりは今後の課題でもありますが、引き続き調査をしていく
中で、できる限りのデータをとって、調査をしていきたいと思っております。
- 千葉会長 ほかに何か御意見、御質問がありますか。

委員

12ページの赤字の上からの部分ですが、「ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して、錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする」と書いてありますが、具体的にはどのような指導法を想定しておられますか。ツキノワグマもシカもイノシシも基本的には分布域が重なっていると認識しておりますので、その辺はいかがでしょうか。

(事務局)

岡山県におきましては、イノシシ、ニホンジカの被害が相当著しいということもございまして、くくりわなの輪の直径につきまして、全国的には12cmまでと決められているものを15cmまで緩和してきております。ただし、ツキノワグマが非常に多く生息している区域につきましては、制限上は15cmまでであります。例えば市町村長のお考えのもとで、全国的な標準の12cmにとどめるなどの工夫ができるものと考えております。

なお、ツキノワグマの足の大きさが平均的には16cmと聞いておりますので、岡山県では15cmまでは制度の上では許可できるものとして取り扱ってきております。

委員

それが文書にある「指導」ということですね。

(事務局)

はい。

委員

今の話は解せないところがございまして、16cmと申しましても、例えば子グマの場合は、特に次世代の繁殖を担うべきものですから、錯誤捕獲の対象になりやすいのではないかとということ。それから、その指導をする市町村のいろいろな首長さんの判断で、ということになると県は判断しないというように聞こえてしまいますけども、その辺はいかがなのでしょう。

(事務局)

12ページの下から5行目に、錯誤捕獲の情報について収集に努めていきたいと明記することといたしておいまして、県と市町村が協力しながら進めていきたいと思っております。

子グマを守るということにつきましては、必要な観点ではあると思いますが、一方でシカ、イノシシの駆除の効率という面とあわせて今後検討していかなければならない課題の一つだと認識しております。

会長

貴重なご意見をたくさんいただきましたので、それらを踏まえて、次に最終案を出していただきたいと思っております。今回は継続の審議という取り扱いにさせていただきたいと思っております。

それでは、特定鳥獣保護管理計画ですが、これも審議会の規程によりまして全体会議で審議ということになっております。第3期のニホンジカ保護管理計画策定、第3期イノシシ保護管理計画策定につきましては、これも継続審議としております。本日、これに関しての素案が提出されておりますので、一括して事務局から説明いただきたいと思っております。

(事務局)

(第3期ニホンジカ保護管理計画の策定について、及び第3期イノシシ保護管理計画の策定について説明)

会長

今回の次は最終案ということで良いですか。

(事務局)

この特定鳥獣保護管理計画につきましては、パブリックコメントではなく、法律で公聴会の開催を義務づけられております。12月15日に備中県民局管内、12月20日に備前県民局管内、12月21日に美作の県民局管内で公聴会を開催いたします。そこで県民の方からのご意見をいただいた後、1月から2月にかけて、野生鳥獣保護管理対策協議会におきまして最終案の検討、2月から3月に開催されます次の第3回の自然環境保全審議会におきまして最終案をお諮りさせていただいて、答申をいただくと、そういった流れで考えております。計画は第11次鳥獣保護事業計画と同じく、4月から実施という流れでございます。

千葉会長

何か御意見、御質問がありますか。

委員

シカですが、今回全県下対象になるのですけれども、前回のものでは括弧で鹿久居島は除かれているのですけれども、鹿久居も対象に入るということでいいのでしょうか。

(事務局)

鹿久居島は国の鳥獣保護区だったということで、今の計画では除いておりましたが、次の計画では国と調整をいたしまして、それも含めて全県下ということで考えております。

会長

それでは、最終案を事務局でまとめていただくことにしまして、今日の取り扱いとしては、審議事項4と5は継続審議ということで、次回も審議を進めていただくという形にさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員

基本的には国の方針の変更を受けて、県でできることをやろうというような形になっていると理解させていただいたのでございますけれども、他府県、周辺隣県の現状にかんがみて、シカの被害も極めて深刻な状況になりつつあるという状況下で、いろいろな県が独自の対策を打っていると思うのです。我が岡山県としてももう少し踏み込んだ対策というのが何か打てないものかなと思うのですけれども、その辺はいかがでございましょうか。

会長

具体的にどういう方法が考えられますか。

委員

一番先進的にやっているのは兵庫県だと思うのですが、全体的なマネジメントをする専門の組織をつくっています。実際に調査をやることから、就業者や地元の人たちと一緒に、いろいろな防除に努めるような全体的な、全県的なプログラムをつくるという形でやっております。我が県ではそこまでは難しいのですが、徳島県のように、例えば二ホンジカをとるだけではなくて、あとの利用を進めるというような、そういったところを、盛り込んでいるところもあります。効果的なものということで言うと、疑問の点もあるのですが、ただ事態の深刻さに比べると全体的に腰が引けぎみかなという印象を持ちましたので、その点をお尋ねしたいということでございます。

(事務局)

この特定保護管理計画につきましては、今、国でかけております鳥獣保護法上の制限を自然環境課としてはできる限り緩和していくという方向でつくっております。先ほど、御提案のありました被害防除対策全体

といたしましては、6月に県では農林業被害の対策会議を開いておりまして、農林部局と自然環境と生活衛生、そういったところが一体となって、被害防止対策をやっていくということで対策会議も開いております。この計画の中では制限をできるだけ緩和して、また全県的なプログラムにつきましては特措法との整合性も図りながら、県全体で農林被害の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

会長 岡山も全くやってないということではないのでしょうか。

委員 私も委員がおっしゃったような時期に来ているのではないかと思うのです。この農林関係の被害の額から見ましても、十分そういう対策をやらなければいけない段階だと思うのです。行政のほうは農林部中心にそういう検討をやっているということなのですが、兵庫県の例のようにマネジメントまで含めて総合的にプロジェクトチームをつくっての取り組みが求められているのではないのかなと思うのです。岡山県も一歩踏み込んで、そういう外部機関も交えたチームを編成して、総合的なマネジメント的な対策が求められているのではないかと思います。

会長 マネジメント会議をつくること自体はそんなに難しくないと思うのですが、そこから出てくる意見が集約されるということと、集約された意見に基づいてどういう具体的な手が打てるかという、その辺が多分一番難しいことになるのだらうと思うので、マネジメントとか連絡会議のようなものを県で少し横断的にお考えいただくことにしまして、要は、具体的にどのような手が実行できるかということのほうが大事だと思います。そのことを踏まえながら、県の中で何かできることがあるというのであれば、お考えいただきたい。この保護管理計画そのものにはこの段階でということとはなかなかできませんのでご理解をいただききたいと思います。

委員 ニホンジカ保護管理計画新旧対照表の6ページを見ますと、平成9年あるいは平成10年というところで、妙なグラフのでこぼこがございまして、データの分析をどの程度できているのかというようなところですよ。やはりデータを蓄積することは非常に大事で、その後どうように分析をするのか、それに基づいてどのような対応を立てるのかということをもう少しわかりやすく反映したほうがよろしいのではないかと思います。

(事務局) データにつきましてはできるだけの整理をさせていただいたつもりですが、先ほど言われました点も確かにございます。過去のことなので、どの程度までなのかというのが、ここでは申し上げられないのですが、いずれにしてもシカの保護管理の一つの目安として、被害額なり捕獲数というのは重要な指標の一つだと思っております。内容についても、市町村から報告をいただいて、県民局を通じて精査をさせていただいておりますし、データについては農林水産部へ提供させていただいております。また、ほかにも今年から新たに狩猟カレンダーということで、猟友会の皆様のご協力をいただいて、狩猟に出られたときの目撃等の情報もいただきたいと考えております。なかなかすぐに専門的なことまで言いにくいのですが、できる体制の中で、できることから少しずつ頑張っていきたいと思っております。

会長 よろしく申し上げます。それでは、審議事項4と5は継続審議事項と

しまして次回で取りまとめとさせていただきます。

次に、第4期ツキノワグマの保護管理計画案が出ております。これについて事務局から説明いただきます。

(事務局)

(第4期ツキノワグマ保護管理計画の策定について説明)

会長

何か御意見、御質問がありますか。

委員

今ツキノワグマにしてもシカにしてもイノシシにしても、ここ近年、非常に私たちの生活圏域まで出てきて、その生活を脅かすというような事例が最近非常に顕著になっていると思うのですが、これは例えば動物の食べ物が少なくなったから、餌を求めて出てくるのだというのが、大体そうなのだろうと思うのですが、日本の山や川やいろいろなところでそういう作物が少なくなっている。そういうことであるならば、これも一つの生態系そのものだというように思います。

一方、食べ物が少ないから、山に木を植える、ドングリを植えるとかという話も聞くわけですが、これは生態系上果たしてそれがいいのかという、根本的な疑問があるわけなのですが、どのように理解したらいいものなのかを参考に教えてくださればと思うのです。

委員

生態系をどのぐらいの年月のスパンでお考えになられているかによって今のお答えは多分変わってくると思うのです。要するに、住民の方たちは目先の被害ということで非常に困っておられる。ただ生態系として考えたときには、10年単位で考えるのか20年単位で考えるのか100年単位で考えるのかによって、恐らく少しずつお答えが変わってしまうだろうと思います。県の方たちが非常にご苦労されているのは、目先のことは何とかしないとイケないので、差し当たってこういった計画を立てられて、できるだけ被害を減らしたいとお考えになられる。ただ一方で、今度は生態系の保護ということで考えますと、今おっしゃられたように、では木を増やしてしまっ、10年後、20年後、30年後、一体森林がどうなっているのかという問題があって、実際に岡山県内の生態系がどのようになっているか、本当は何頭イノシシがいて、シカがいて、そしてツキノワグマがどのように移動しているのかというのは実際のデータに基づいてどうしたいのかということを実は議論できたなら一番いいのですけれども、なかなかそれが難しい。ですから、今回ご提示いただきましたこの実際のブナ、ミズナラ、コナラの実況を提示していただいたというのは、岡山県にとって非常に意味があることだと考えておまして、すごく頑張られているなあという印象を強く持ちましたので、是非ご継続いただいた上で、県民の皆さんのご協力もやはり必要ですし、植えていただくというのは、例えばお子さん等にとって、それがどのような意味を持つのかということも勉強していただくという環境教育等にとっても非常に大事なことだとは思っています。生態系ということは目先のことだけではない。50年後に一体子供さんたちにどのような岡山県を残されたいのかということも視野に入れて考えていただくとありがたいと思います。

会長

生態系と自然の保護のお話だけではない、人間の生活圏等の話ですね。結局、両者が接点を持つ機会が多くなってしまったことで、そうするとものを考えるときに、やはり私たち人間社会からものを見ますから、人間社会からとれる対応で、できるだけ自然にダメージを与えないでとれる対策は何かという、その辺が落としどころであろうと思うのです。そ

これはやはり現状を踏まえて、第3期とはかなり違う、少し踏み込んだ対応を人間側からはしなければならないということで提案されているのだと思います。これで少しやってみて、また状況は当然変わってきますから、それを踏まえてまた新しく保護管理計画というのをつくっていかなければいけないわけですが、現状をとらえると、岡山県は幸いにして、大きな事故は今のところ起こっておりませんが、通常感覚から考えて、これだけ接点が多くなると、不測のことが起こる可能性が非常に高くなってきているという判断はしておかなければいけないと思うのです。だから、こういう形でとにかく保護管理計画を動かしてみよう。もちろん、これは万全だとは言えませんが、少しずつやりながらデータを集めていくという。その集めている間に不測の事故等ができるだけ起こらないようにするというのが、行政がとるべき道ではないかなということでございます。

委員

例えば、データを蓄積していったって、その結果として今までとは想定していなかったような新しい事柄がわかるということもあり得るわけですね。そうすると、その場合に、見直し事項みたいなものは必要ないのだろうかという点については、いかがでしょうか。

会長

それが非常に極めて甚大な話であるというように判断されるときには、緊急の対応が必要だということは当然だろうと思います。そういうことを担保しておりますから、それを踏まえた上での計画という具合に理解しておきたいと思います。一旦、決めれば、何が何でも、「これで良いのだ」、「これでやるのだ」という、そういうことでは決してございません。

次回の審議会では結論を出していきたいと思いますので、それまでに事務局は最終案をつくっていただくということで、今日は継続審議とさせていただきます。以上で審議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局)

本日はお忙しいところありがとうございました。